

## 西宮市障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、日常生活に必要な障害福祉サービス等の提供を維持するために要する経費について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等については、別表に掲げるとおりとする。

### (実施計画書の提出等)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）は、市長が別に指定する日までに実施計画書（様式第1号）及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

### (補助金の交付申請)

第4条 事業者は、市長が別に指定する日までに規則第7条に基づき交付申請を行わなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、申請書に代えて市長の指定する方法により申請を行うことができる。

2 補助金の交付申請を行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請が行われた場合、関係書類を審査し適正と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を申請者あて補助金交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。
- 3 市長は、予算の都合上等の必要がある時は、その内容を申請に係る事項について修正を加えて交付決定をすることができるものとする。

- 4 前項の規定により修正を加えて交付決定をするときは、事業者が行う事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。
- 5 第1項の通知を受けた事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に規則第9条に基づき申請の取下げをすることができる。

（補助事業の着手及び着工の届出）

第7条 事業者は補助事業に着手したときは、その旨を届け出なければならない。

- 2 事業者は補助事業に着工したときは、その旨を届け出なければならない。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第8条 事業者は補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第11条に基づき補助事業等変更等申請書を市長に提出しその承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、補助金交付決定内容変更承認通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、事業者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第9条 事業者は第5条の規定により通知された金額（以下「交付決定金額」という。）の変更を受けようとするときは、市長が別に指定する日までに補助金変更交付申請書（様式第2号）及び市長が別に定める必要書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第5条の規定に準じ交付決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書により、事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業者は事業等終了後規則第14条に基づき、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、報告書に代えて市長の指定する報告を行うことができる。

(額の確定)

第 11 条 市長は規則第 15 条に基づき、前条の規定により提出のあった補助事業等実績報告書を審査し、適正と認めたときは、事業者あてに補助金等確定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 事業者は補助金の交付を受けようとするときは、規則第 17 条に基づき、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。なお、市長が特別に認めた場合に限り、請求書に代えて市長の指定する方法により交付請求を行うことができる。

(交付決定の取消)

第 13 条 市長は、事業者が規則第 18 条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はその他市長が定める事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は前項により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合、事業者に補助金交付決定取消通知書により通知する。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、規則第 19 条に基づき補助金等返還命令書により、事業者に対し、その返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第 9 条第 2 項の規定により変更額を決定し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第 11 条の規定により事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(補足)

第 15 条 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 市長及び事業者は、補助金等の交付等に関し、兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則 この要綱は令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 この要綱は令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

補助事業名	新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等へのサービス提供継続支援事業
補助事業の目的	指定障害福祉サービス等を利用している障害者等が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者又は本来であれば入院を必要とするところ、入院調整等に期間を要し、やむを得ず在宅生活を継続する必要がある感染者となった場合においても、日常生活に必要な障害福祉サービス等を確保するため、指定障害福祉サービス等の提供を行う従事者を支援することで、安定的な障害福祉サービス等の提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	令和2年4月1日以降に、保健所により濃厚接触者と特定された者、または検査により感染者と特定された者等（以下、「濃厚接触者等」と言う。）で、市内に居住する者に対して、居宅内、または当該濃厚接触者等が居住する施設の居室においてサービス提供（以下、「濃厚接触者等へのサービス提供」と言う。）を行った、指定障害福祉サービス事業所等（※）を、運営する法人等 ※障害福祉サービス事業所等は別表1に定める。 なお、当該規定に関わらず、市内の指定障害福祉サービス事業所等が市外に居住する濃厚接触者等または感染者への居宅等でのサービス提供に従事することを理由として、指定障害福祉サービス等従事者に対して手当を支給した場合においても、当面の間は市との協議により、補助事業の対象とすることができる。
補助事業の対象となる経費	濃厚接触者等へのサービス提供に従事することを理由として、指定障害福祉サービス等従事者に対して支給する手当等。なお、補助対象とする期間は、濃厚接触者へのサービス提供においては原則として感染者の感染可能期間に曝露した日以降、最終曝露日から14日目までとし、感染者へのサービス提供においては原則として感染者が発症した日（無症状者においては検体採取日）から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過するまでの期間のうち入院日までとする。いずれの場合においても、当該事由を指定障害福祉サービス事業所等が認知（濃厚接触特定調査中の認知も含む）した時以降のサービス提供を対象とする。
補助金の額	当該従事者1人あたり日額3,000円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 障害福祉サービス等報酬及び国、他の地方公共団体の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。
適用除外する項目	第3条 第4条第2項

	第5条第5項 第7条 第15条第2項
その他	当該補助事業は令和2年4月1日から適用する。 当該補助事業は令和2年12月1日から適用する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する
	市長の指定する方法：なし。
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表1

1 区分	2 対象事業所
障害福祉サービス事業所等	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者包括支援事業所、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型

	<p>児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、移動支援事業所、訪問入浴サービス事業所、地域活動支援センター事業所、小規模通所作業所、生活支援事業所、日中一時支援事業所、福祉ホーム事業所</p>
--	---

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症に係る感染者へのサービス提供継続協力金
補助事業の目的	<p>指定障害福祉サービス等を利用している障害者等が、新型コロナウイルス感染症の感染者と判明した場合において、本来であれば入院を必要とするところ、入院調整等に期間を要し、やむを得ず在宅生活を継続する必要がある場合であって、入院するまでの間も、日常生活に必要な障害福祉サービス等を確保するため、指定障害福祉サービス等を行う指定障害福祉サービス事業所等及び、サービス従事者を支援することで、安定的なサービス提供体制の維持を図る。</p>
補助事業の対象となる者	<p>令和2年12月1日以降に、検査により感染者と特定された市内に居住する者に対して、日常生活を維持するために必要な障害福祉サービスを、以下の条件を全て満たしたうえで、居宅内または感染者が居住する施設の居室等において継続して提供した指定障害福祉サービス事業所等を、運営する法人等及び当該サービス提供に従事した者。</p> <p>①当該指定障害福祉サービス事業所等が、利用者が感染者と認知した後もなお、発症日（無症状者においては検体採取日）から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過するまでの間、入院までに生活に必要なサービスを確保するため、可能な限りにおいて感染防止対策を行い、サービスを提供すること。</p> <p>②感染の判明以降、サービス担当者間等でサービス継続の必要性を再検討し、なお、生活に必要と認められるサービスを提供すること。</p> <p>③感染者に対してサービス提供を行うことをあらかじめ市に報告すること。やむを得ない事情により、市への報告前にサービス提供を行う場合においては、サービス提供後に速やかに市に報告を行うこと。</p> <p>④感染防止対策を行いつつ、可能な限りにおいて利用者の健康チェック（安否確認、顔色、発汗、体温等の健康状態のチェック）を行い、市が求めた場合や、異変が認められる場合には速やかに市に報告すること。</p> <p>※指定障害福祉サービス事業所等は別表2に定める。</p>

補助事業の対象となる経費	—
補助金の額	<p>①指定障害福祉サービス事業所等 感染者 1 人あたり 100,000 円（指定障害福祉サービス事業所等のうち障害者支援施設等（※）について、同一事業所で複数の感染者が発生した場合にあっては、別表 5 のとおりとする。ただし、集団感染の終息後に再び感染者が発生した場合は、再度申請できる。）</p> <p>②感染者へのサービス提供に従事した者 当該従事者 1 人あたり日額 10,000 円 国、他の地方公共団体の同趣旨の給付金等を受ける場合は原則として本事業の対象としない。 ※障害者支援施設等は別表 3 に定める</p>
適用除外する項目	<p>第 3 条 第 4 条第 2 項 第 5 条第 5 項 第 7 条 第 10 条 第 11 条 第 15 条第 2 項</p>
その他	<p>感染者へのサービス提供に従事した者にかかる協力金の支給においても、申請手続き及びその受領について、原則として運営法人等が従事者より書面により委任を受け行うものとする。 当該補助事業は令和 2 年 12 月 1 日から適用する。</p>

別に定める事項

関係条項	内容
第 3 条関係	指定期日：
	必要書類：
第 4 条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
	規則第 7 条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第 9 条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。

第10条関係	<del>規則第14条 指定期日：</del>
	<del>規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類：</del>
	<del>市長の指定する方法：</del>
第12条関係	規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表2

1 区分	2 対象事業所
指定障害福祉サービス事業所等	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者包括支援事業所、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、移動支援事業所、訪問入浴サービス事業所、日中一時支援事業所、福祉ホーム事業所

※ 上表に関わらず、障害者支援施設等に併設されている事業所において、併設の施設と一体で集団感染が発生した場合においては、当該事業所は併設の施設と一体の障害者支援施設等とみなす。

別表3

1 区分	2 対象事業所
障害者支援施設等	障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉ホーム事業所

別表4

感染者人数(※)	支給額
1人以上6人未満	感染者1人あたり100,000円
6人以上11人未満	600,000円
11人以上16人未満	700,000円
16人以上21人未満	800,000円



21人以上26人未満	900,000円
26人以上	1,000,000円

※ 感染の判明以降にサービス提供をした感染者に限る

別表（第2条関係）

事業名	事業継続包括支援給付金事業
補助事業の目的	障害のある方に必要な指定障害福祉サービス等が提供される体制を維持するため、指定障害福祉サービス事業所等が、感染防止対策を強化しつつ事業を継続するための支援をすることで、安定的な障害福祉等サービス提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	令和2年4月以降に、感染防止対策を実施しながら継続して指定障害福祉等サービスを提供した障害福祉サービス事業所等（※）で、給付金申請時においても事業を継続する市内に所在する事業所を運営する法人等。 ※対象の障害福祉サービス事業所等及び対応するサービス区分は別表5に定める。
補助事業の対象となる経費	—
給付金の額	1事業所あたり300,000円 ※複数の事業所が併設されている場合において、サービス区分が同一の事業所は1事業所とみなす。
適用除外する項目	第3条 第4条第2項 第5条第5項 第7条 第10条 第11条 第15条第2項
その他	当該給付金事業は令和2年10月1日から適用する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：

	<p>別途指定する電子申請システムを通じた申請。</p> <p>規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 令和2年4月以降に継続してサービスを提供していたことを証する書類。ただし、市長がサービス提供実績を確認できる場合は省略することができる。</p>
第9条関係	<p>指定期日：別途通知する。</p> <p>必要書類：別途通知する。</p>
第10条関係	<p><del>規則第14条 指定期日：</del></p> <p><del>規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類：</del></p> <p><del>市長の指定する方法：</del></p>
第12条関係	<p>規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。</p> <p>市長の指定する方法： 別途指定する電子申請システムを通じた交付請求。</p>
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表5

1 サービス区分	2 障害福祉サービス事業所等
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 移動支援
生活介護	生活介護
短期入所（単独型）	短期入所（単独型）
療養介護	療養介護
自立訓練	宿泊型自立訓練 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）
就労移行支援	就労移行支援（一般型） 就労移行支援（資格取得型） 就労定着支援
就労継続支援（A型）	就労継続支援（A型）
就労継続支援（B型）	就労継続支援（B型）
児童通所支援	児童発達支援

	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
地域活動支援センター	地域活動支援センター
相談支援	自立生活援助 一般相談支援（地域移行） 一般相談支援（地域定着） 特定相談支援 障害児相談支援
共同生活援助	共同生活援助
施設入所支援	施設入所支援 短期入所（空床型） 短期入所（併設型）
障害児入所施設	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 短期入所（空床型） 短期入所（併設型）

※ 介護保険サービスの人員基準により共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス等事業所は対象外とする。

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査等受診支援事業
補助事業の目的	指定障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、施設内での感染状況を速やかに把握することによって障害福祉サービスの提供体制を維持するため、行政検査（公費負担）の範囲外とされた職員や利用者の検査費用を支援することで、安定的な障害福祉サービス提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	次に掲げる障害福祉サービス事業所（短期入所系サービス事業所（※）・通所系サービス事業所（※）・訪問系サービス事業所（※））（※）・障害者支援施設等（※）を、市内において運営する法人等。 ① 職員又は利用者に感染者が発生した障害者支援施設等または短期入所系サービス事業所で、事業を継続するために当該感染者と接触が疑われる職員及び現に入所する利用者に新型コロナウイルス感染症における病原体検査（以下、「検査」という。）を行う事業所 ② 職員又は利用者に感染者が発生した通所系サービス事業所で、事業を継続するために当該感染者と接触が疑われる職員及び現に通所する利用者に PCR 検査等を行う事業所

	<p>③ 利用者に感染者が発生した訪問系サービス事業所で、事業を継続するために当該感染者と接触が疑われる職員に PCR 検査等を行う事業所</p> <p>④ 職員に感染者が発生した訪問系サービス事業所で、事業を継続するために当該感染者と接触が疑われる職員及び当該感染者の訪問先利用者に PCR 検査等を行う事業所</p> <p>⑤ その他、市長が必要と認める障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等</p> <p>※に該当する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等、短期入所系サービス事業所、通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所は別表 6 に定める。</p>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>行政検査(公費負担)の範囲外とされた職員や利用者の核酸検出検査(以下、「PCR 検査等」という。)及び抗原検査に要する費用。ただし、あらかじめ市に報告し、事前協議の上で行った検査に限る。</p>
<p>補助金の額</p>	<p>1 検体あたり 20,000 円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。連続して複数回の検査を実施した場合であっても、20,000 円を限度とする。</p> <p>上記によらず、令和 3 年 2 月 22 日以降に実施した検査に要した助成額は以下の通りとする。</p> <p>補助金の額は検査の方法により以下のとおりとし、原則として一方のみを助成対象とする。</p> <p>①PCR 検査等</p> <p>1 検体あたり 20,000 円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、連続して複数回の PCR 検査等を実施した場合であっても、2 回目以降の PCR 検査等は原則として助成対象としない。</p> <p>②抗原検査</p> <p>1 検体あたり 6,000 円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、連続して複数回の抗原検査を実施した場合であっても、2 回目以降の検査は原則として助成対象としない。ただし、障害福祉サービス事業所等において集団感染が発生した場合において、行政検査の対象外とされた職員や利用者の一斉検査を行う場合など、市が特に必要と認める場合で、集団感染が終息するまでの間に、連続して複数回の抗原検査を実施する場合にあっては、市が認める範囲で検査数に応じた助成を行うことができる。</p> <p>障害福祉サービス等報酬及び国、他の地方公共団体の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。</p>
<p>適用除外する項目</p>	<p>第 3 条</p>

	第4条第2項 第5条第5項 第7条 第15条2項
その他	当該補助事業は令和2年4月1日から適用する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日： 別途通知する
	必要書類： 別途通知する
第10条関係	規則第14条 指定期日：
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類：
	市長の指定する方法：なし
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし
第13条関係	市長が定める事項： なし。

別表6

1 区分	2 対象事業所
通所系サービス事業所	生活介護事業所、療養介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、地域活動支援センター事業所
短期入所系サービス事	短期入所事業所、日中一時支援事業所

業所	
障害者支援施設等	障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉ホーム事業所
訪問系サービス事業所	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、重度障害者等包括支援事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、自立生活援助事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、移動支援事業所、訪問入浴サービス事業所
障害福祉サービス事業所	上記、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所

別表（第2条関係）

補助事業名	障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業
補助事業の目的	職員又は利用者に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した指定障害福祉サービス等事業者が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な指定障害福祉サービス等を継続して提供するための支援を行うことで、安定的な障害福祉サービス等提供体制の維持を図る。
補助事業の対象となる者	<p>（1）障害福祉サービス等事業所におけるサービス継続支援事業 令和2年4月1日以降に、次に掲げる障害福祉サービス事業所等を、市内において運営する法人等</p> <p>① 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所（※）、短期入所サービス事業所</p> <p>② 職員又は利用者に感染者が発生した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所（※）、障害者支援施設等（※）、相談支援事業所（※）（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）</p> <p>③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所（※）、障害者支援施設等（※）</p> <p>④ ①から③以外の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所</p> <p>（2）障害福祉サービス等事業所との連携支援事業 令和2年4月1日以降に、次に掲げる事業所の利用者の必要な障害福祉サービス等を確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の通</p>

	<p>所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害福祉施設等、相談支援事業所を、市内において運営する法人等</p> <p>①（１）①又は（１）②の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害福祉施設等、相談支援事業所</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業（各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続３日以上の場合を指す）した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所</p> <p>※に該当する通所系サービス事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所、訪問系サービス事業所は別表７に定める。</p>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>（１）障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業</p> <p>（１）の補助事業の対象となる通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所において、令和２年４月１日以降に、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供するために要した以下に掲げる経費</p> <p>○障害福祉サービス等を継続して提供するために必要な経費</p> <p>ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用</p> <p>イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用</p> <p>ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等</p> <p>エ 連携先事業所への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用</p> <p>オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用</p> <p>○通所系サービス事業所が人数制限してサービスを提供する際の費用</p> <p>カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用</p> <p>キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用（通信費用は除く。）</p> <p>○通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用</p> <p>ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等</p> <p>ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用</p>

	<p>○ 訪問サービス実施に係る費用</p> <p>コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当</p> <p>サ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金</p> <p>シ 訪問サービス実施を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用</p> <p>ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用</p> <p>セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業所等との連携支援</p> <p>(2)の補助事業の対象となる通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所において、令和2年4月1日以降に、休業等を行った事業所の利用者の必要な障害福祉サービス等を確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行うことに要した以下に掲げる経費。</p> <p>○利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用</p> <p>ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等</p> <p>イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬上では評価されない費用</p> <p>○職員の応援派遣に係る費用</p> <p>ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)</p>
補助金の額	<p>事業所・施設ごとに、基準単価(※)と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>また、1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。</p> <p>1事業所・施設に(1)と(2)両方を助成することができる。</p> <p>障害福祉サービス等報酬及び国、他の地方公共団体の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。</p> <p>なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事務所・施設については、個別協議を実施し、市が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p> <p>※基準単価は別表8に定める。</p>
適用除外する項目	<p>第3条</p> <p>第7条</p>



	第15条第2項
その他	当該補助事業は令和2年4月1日から適用する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表7

1 区分	2 対象事業所
通所系サービス事業所	生活介護事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
障害者支援施設等	障害者支援施設、共同生活援助事業所
訪問系サービス事業所	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、自立生活援助事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所
相談支援事業所	計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所

別表 8

(単位：千円)

サービス種別 (※1)	事業区分		(1) 障害福祉サービス事業所等におけるサービス 継続支援事業	(2) 障害福祉 サービス事業所 等との連携支援 事業
	①～③の施設・事業所等		④の当該事業 所の職員によ り、利用者の 居宅において できる限りの サービスを提供した事業所	各サービス共通
	各サービス共通	当該事業所の職 員により、利用 者の居宅への訪 問によるサービ スを行った事業 所 左記に加算する		
療養介護	1,978/事業所	1,978/事業所	1,978/事業所	989 事業所
生活介護	631/事業所	631/事業所	631/事業所	316/事業所
自立訓練（機能訓練）	288/事業所	288/事業所	288/事業所	144/事業所
自立訓練（生活訓練）	228/事業所	228/事業所	228/事業所	114/事業所
就労移行支援	221/事業所	221/事業所	221/事業所	110/事業所
就労継続支援 A 型	279/事業所	279/事業所	279/事業所	140/事業所
就労継続支援 B 型	294/事業所	294/事業所	294/事業所	147/事業所
就労定着支援	35/事業所	35/事業所	35/事業所	17/事業所
自立生活援助	19/事業所	19/事業所	19/事業所	9/事業所
児童発達支援	271/事業所	271/事業所	271/事業所	136/事業所
医療型児童発達支援	172/事業所	172/事業所	172/事業所	86/事業所
放課後等デイサービス	257/事業所	257/事業所	257/事業所	128/事業所
短期入所	146/事業所	146/事業所	146/事業所	73/事業所
施設入所支援	1,013/事業所	1,013/事業所	1,013/事業所	506/事業所
共同生活援助（介護サ ービス包括型）	335/事業所	335/事業所	335/事業所	167/事業所
共同生活援助（日中サ ービス支援型）	259/事業所	259/事業所	259/事業所	129/事業所
共同生活援助（外部サ ービス利用型）	150/事業所	150/事業所	150/事業所	75/事業所

居宅介護	107/事業所	-	-	41/事業所
重度訪問介護	175/事業所	-	-	67/事業所
同行援護	60/事業所	-	-	23/事業所
行動援護	106/事業所	-	-	41/事業所
居宅訪問型児童発達支援	30/事業所	-	-	11/事業所
保育所等訪問	35/事業所	-	-	13/事業所
計画相談支援	50/事業所	-	-	25/事業所
地域移行支援	36/事業所	-	-	18/事業所
地域定着支援	38/事業所	-	-	19/事業所
障害児相談支援	37/事業所	-	-	18/事業所

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス事業所等は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

別表（第2条関係）

補助事業名	障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業
補助事業の目的	障害福祉サービス等施設や障害福祉サービス事業所等（以下「施設等」という。）における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るため、衛生用品の確保等を支援する。
補助事業の対象となる者	<p>（1）衛生用品等の緊急調達事業</p> <p>・令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症対策に必要となる衛生用品等を購入した施設等を、市内において運営する法人等。</p> <p>（2）施設等衛生環境改善事業</p> <p>令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症が発生した場合等において、感染拡大防止のため、建物や設備の消毒を事業者へ依頼した施設等を、市内において運営する法人等</p> <p>※ 施設等は別表9に定める。</p>
補助事業の対象となる経費	<p>（1）衛生用品等の緊急調達事業</p> <p>・令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策に必要とな</p>

	<p>る、マスク・手指エタノール等の衛生用品等の購入費用。</p> <p>(2) 施設等衛生環境改善事業</p> <p>・令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等において、感染拡大防止のため、建物や設備の消毒を事業者へ依頼した際の費用。</p>
補助金の額	<p>予算の範囲内で市長が必要と認めた額。ただし、障害福祉サービス等報酬及び国、他の地方公共団体の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。</p>
適用除外する項目	<p>第3条</p> <p>第7条</p> <p>第15条第2項</p>
その他	<p>当該補助事業は令和2年4月1日から適用する。</p>

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
	規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第12条関係	規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表9

1 区分	2 対象事業所
施設等	<p>居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、障害者支援施</p>

	設、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所
--	--

別表（第2条関係）

補助事業名	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業
補助事業の目的	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への臨時休業（以下「臨時休業」という。）となった場合であって、放課後等デイサービス事業所（以下「サービス提供事業所」という。）の休業等に伴い保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、休業中のサービス提供事業所の職員等当該障害児の預かりが可能と事業実施者が判断した者が、居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供する事業所等に対して支援を行う。また、新型コロナウイルス感染防止対策等に伴い、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童等の特に感染症に罹患するおそれが強い児童（以下「医療的ケア児等」という。）が、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所（以下「通所支援事業所」という。）への通所に困難が生じているときに、福祉タクシーを利用して送迎する通所支援事業所を支援する。
補助事業の対象となる者	（１） サービス提供事業所が行うレスパイト等提供に対する支援事業 令和2年4月1日以降に、臨時休業となった場合であって、サービス提供事業所の休業等に伴い保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、休業中のサービス提供事業所の職員等が、居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供しているサービス提供事業所を運営している法人等  （２） 医療的ケア児等の通所支援事業所への送迎支援事業 令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染防止対策等に伴い、医療的ケア児等が、通所支援事業所への通所に困難が生じているときに、通所支援事業所が福祉タクシーを利用して送迎を行う通所支援事業所を運営している法人等
補助事業の対象となる経費	（１） サービス提供事業所が行うレスパイト等提供に対する支援事業 令和2年4月1日以降に、臨時休業となった場合であって、サービス提

	<p>供事業所の休業等に伴い保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、休業中のサービス提供事業所の職員等が、居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供した際に生じた報酬、給与等の費用</p> <p>(2) 医療的ケア児等の通所支援事業所への送迎支援事業</p> <p>令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染防止対策等に伴い、医療的ケア児等が、通所支援事業所への通所に困難が生じているときに、通所支援事業所が福祉タクシーを利用して送迎を行った際に生じた委託料・使用料・賃借料等の費用</p>
補助金の額	<p>予算の範囲内で、次に掲げる額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。ただし、障害福祉サービス等報酬及び国、他の地方公共団体の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。</p> <p>(1) サービス提供事業所が行うレスパイト等提供に対する支援事業</p> <p>①医療的ケア児以外に対しての支援 1回当たり 8,000円</p> <p>②医療的ケア児に対しての支援 1回当たり 15,000円</p> <p>(2) 医療的ケア児等の通所支援事業所への送迎支援事業</p> <p>対象児1人につき一月当たり 3,080円</p>
適用除外する項目	<p>第3条</p> <p>第7条</p>
その他	<p>当該補助事業は令和2年4月1日から適用する。</p>

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
	規則第7条（4） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第12条関係	規則第17条（2） その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。

	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。

別表（第2条関係）

事業名	地域活動支援センターや日中一時支援事業等の受け入れ体制強化等事業
事業の目的	地域活動支援センター、日中一時支援事業及び移動支援事業において、新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応を行う事業所等を支援する。
事業の対象となる者	<p>(1) 衛生用品等の緊急調達事業 令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス対策に必要なとなる衛生用品等を購入した地域活動支援センター、日中一時支援事業所及び移動支援事業所を、市内において運営する法人等。</p> <p>(2) 人材確保支援事業 令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症の発生により、サービス利用が増加したことに伴い、職員を新たに採用した等により人材を確保した地域活動支援センター、日中一時支援事業所及び移動支援事業所を、市内において運営する法人等。</p>
事業の対象となる経費	<p>(1) 衛生用品等の緊急調達事業 令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症対策に必要なとなる衛生用品等の購入費用。</p> <p>(2) 人材確保支援事業 令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症の発生等により、サービス利用が増加したことに伴う、職員を新たに採用した費用や超過勤務に対する手当等</p>
助成金の額	<p>予算の範囲内で、次に掲げる額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。ただし、障害福祉サービス等報酬及び国、他の地方公共団体の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。</p> <p>(1) 衛生用品等の緊急調達事業 市長が必要と認めた額。1事業所あたりの上限は以下のとおりとする。</p> <p>①地域活動支援センター及び日中一時支援事業 1事業所あたり100千円。</p> <p>②移動支援事業 移動支援事業のみ実施している事業所 1事業所あたり100千円。 移動支援事業以外の事業を併設している事業所 1事業所あたり50千円。</p>

	<p>(2) 人材確保支援事業  市長が必要と認めた額。1事業所あたりの上限は以下のとおりとする。</p> <p>①地域活動支援センター及び日中一時支援事業  1事業所あたり1,000千円。</p> <p>②移動支援事業  移動支援事業のみ実施している事業所  1事業所あたり1,000千円。  移動支援事業以外の事業を併設している事業所  1事業所あたり500千円。</p>
適用除外する項目	第3条 第7条
その他	当該事業は令和2年4月1日から適用する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条関係	指定期日：
	必要書類：
第4条関係	指定期日：別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
	規則第7条(4) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
第9条関係	指定期日：別途通知する。
	必要書類：別途通知する。
第10条関係	規則第14条 指定期日：別途通知する。
	規則第14条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第12条関係	規則第17条(2) その他市長が必要と認める書類： 別途通知する。
	市長の指定する方法：なし。
第13条関係	市長が定める事項：なし。



